

「令和7年度四国地区電波適正利用推進員協議会 会長・幹事会議」を開催

- 令和7年5月20日（火）、令和7年度四国地区電波適正利用推進員協議会 会長・幹事会議が開催されました。
- この会長・幹事会議は、四国4県で電波適正利用推進員活動を実施している会長・幹事に対し、令和6年度の活動状況報告や令和7年度の電波適正利用推進員活動基本方針について説明を行う場として、毎年開催しているものです。

（概要）

会議はWeb方式で開催。会長・幹事8名のうち7名が出席し（他1名は書面配布にて対応）、四国総合通信局（局長：中澤 忠輝）からは鶴山電波監理部長、高岡電波利用環境課長及び電波利用環境課職員が出席しました。

会議は、四国総合通信局の鶴山電波監理部長、電波適正利用推進員協議会※1 本部事務局の日高企画調査部長の挨拶の後、四国総合通信局の高岡電波利用環境課長から令和7年度推進員活動の基本方針について、事務局から令和6年度活動実績、令和7年度活動方針、計画等について説明がなされました。



＜電波監理部長挨拶＞



＜電波利用環境課長説明模様＞



＜Web会議の様子（四国総合通信局内）＞

※1 電波適正利用推進員協議会：電波適正利用推進員制度※2に基づき、総合通信局長等から委嘱を受けた電波適正利用推進員は、総合通信局管内において、各県ごとに組織された「電波適正利用推進員協議会」に所属し、通常、その推進員が居住する市区町村及びその周辺をエリアとして活動しています。（事務局：一般財団法人全国陸上無線協会）

※2 電波適正利用推進員制度：電波の適正利用に反する行為を未然に防止する活動や、混信・妨害に関する相談等の比較的平易な業務に限って、一定の条件を有する民間ボランティアに委嘱し、草の根レベルから電波利用環境の保護・改善を図る制度、として平成9年度に導入された制度です。

四国総合通信局は、四国地域の電波適正利用推進員と協力し、本年度の基本方針に基づき電波利用環境の保護・改善を図るための取組を今後も引き続き行ってまいります。

（お問い合わせ先）

電波監理部 電波利用環境課（電話 089-936-5055）